

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福島県
3. 市区町村名	郡山市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	10.11-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.koriyama.fukushima.jp/062000/mynumber-dokujiriyou.html

執行機関名 郡山市長

障害児通所給付費等の支給に関する事務又は障害者福祉サービスの提供に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援及び同条第3項に規定する医療型児童発達支援を利用する児童で第一子のものの保護者に対する利用者負担額に係る補助金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7, 8	
③番号法別表第2の項	10, 11	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第6の項 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援及び同条第3項に規定する医療型児童発達支援を利用する児童で第一子のものの保護者に対する利用者負担額に係る補助金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条	郡山市児童発達支援等第一子利用者負担無料化・軽減事業補助金交付要綱 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。	第1条 この要綱は、本市に居住し子育てをしている保護者のうち、当該保護者の第一子が児童発達支援等を利用する際に生じる利用者負担の金銭的負担を軽減し、もって子育てしやすい環境を整えることを目的とし、当該保護者に対して予算の範囲内において補助金を交付することについて、郡山市補助金等の交付に関する規則(昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		郡山市児童発達支援等第一子利用者負担無料化・軽減事業補助金交付要綱